

2022年2月10日

浜田市議会議長
笹田 卓 様

地方における鉄道政策に関する請願

請願者

住 所 鳥取県米子市道笑町3丁目171-2
名 称 国鉄労働組合 米子地方本部
代 表 執行委員長 倉下 文明

紹介議員

いり 稔 宏

(請願趣旨)

昨年12月17日、JR西日本会社は2022年3月12日実施の「ダイヤ改正」の内容を公表しました。コロナ禍での利用の落ち込みを理由に、全社で普通や快速列車の運行本数を約200本削減、運転区間の短縮も合わせ列車走行距離の約4%の削減となり、JR発足後最大規模だと言われています。

米子支社管内では、特急列車8本を含め45本について削減するとしており、昨年10月ダイヤ改正での大幅な減便と合わせて、利便性の低下による利用者離れの加速や山陰地区への誘客への影響を懸念する声が聞こえてきます。

3月実施のダイヤ改正に向け、鳥取・島根の首長が直々に、あるいは中国知事会や関西広域連合がJR西日本会社に対して、減便の見直しやコロナ後の復活運転についての要望が繰り返し行われているのはご承知の事と思います。

報道等にもあるように、JR西日本長谷川社長は「輸送密度(1日あたりの1日平均利用者数)が2000人以下の区間で優先的にサービスを見直す」との考えを明らかにし、「国や自治体にコミットして頂かないと、全ての区間を維持するのは難しい」と公的支援の必要性を訴えた、と言われています。JR西日本が具体的な見通しの目安を示すのは初めてであり、2000人以下の区間は、同社の在来線の3割超に上り、JR米子支社内であれば、木次線備後落合一宍道間(190人)や山陰本線の出雲市一益田間(1177人)*いずれも2019年度資料などが該当することになります。

私ども国鉄労働組合米子地方本部は、2018年の9月議会にて「地方ローカル線の維持・存続に関する請願」を提出、事業者の判断のみで路線廃止が可能な現行の「鉄道事業法」に地元同意条項の新設を求める請願内容について採択頂きました。その採択から約3年半経過しますが、地方における人口減少の進行に加えて、新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちをかける形で、鉄道事業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。



このままでは、地方における公共交通の中核ともいえる鉄道網を維持することが、困難となることは想像に難くありません。しかしながら、単独の収益だけで考えれば不採算だと言われる路線であっても、鉄道があることで地域が享受する社会便益について無視することは出来ないと考えます。また、鉄道網の縮小は、JRや関連企業で働く労働者の雇用問題にも直結しており、まさに、政府が掲げてきた「地方創生」の理念にも反するものではないでしょうか。

以上の事より、私たち国鉄労働組合米子地方本部は、地方における鉄道政策に国や自治体がこれまで以上に積極的に関与して頂くことが必要なのではないかと考えます。

よって、以下、請願致します。

(請願事項)

1. 交通政策基本法及び改正交通政策基本法の立法趣旨を踏まえて、地域における公共交通網の充実と利用促進に向けた施策を展開して頂きたいこと。
2. JR西日本の3月ダイヤ改正における減便施策について、新型コロナウイルス感染症収束後は、すみやかに復活するよう要望して頂きたいこと。
3. 地方における鉄道政策の在り方については、地域間での不利益・不平等が生まれないよう国が関与し、必要な支援を行って頂きたいこと。
4. 路線の存廃について、地元自治体の意見の尊重及び関係官庁による許認可に戻すよう「鉄道事業法の改正」を求めて頂きたいこと。